

種類	届出期間	届出人	届出地	必要なもの	その他
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	子の本籍地・出生地・届出人の所在地	◎出生届書・出生証明書 ◎母子健康手帳 ◎国民健康保険証（加入者のみ） ◎届出人の印鑑	14日目が市役所の休日または祝日の場合はその翌日まで。届け出が遅れた場合は失期届が必要です。
死亡届	届出人が死亡の事実を知った日から7日以内	次の順位で ①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者 ④家主・地主など	死亡した人の本籍地・死亡地・届出人の所在地	◎死亡届書・死亡診断書または検案書 ◎届出人の印鑑 ◎国民健康保険証（加入者のみ） ◎国民年金手帳（令和4年3月31日現在20歳以上の加入者のみ） ◎年金証書（国民年金受給者） ◎介護保険被保険者証（交付を受けている人）	届出人は原則として親族が届け出てください。
婚姻届		夫と妻	夫または妻の本籍地または所在地	◎婚姻届書 ◎戸籍全部事項証明書（謄本）（本籍地が大東市以外の人） ◎届出人の印鑑（旧姓の印鑑） ◎届出人の本人確認が出来るもの（注1） ◎平成16年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性については父母の同意書（18歳到達後は父母の同意書は不要）（注2）	婚姻届書には成人の証人2人の署名・押印が必要です。
離婚届	●調停離婚調停成立から10日以内 ●審判・裁判離婚確定の日から10日以内	●協議離婚の時は夫と妻 ●調停・審判・裁判離婚の時は申立人	夫婦の本籍地または所在地	◎離婚届書 ◎戸籍全部事項証明書（謄本）（本籍地が大東市以外の人） ◎届出人の印鑑 ◎調停調書の謄本（調停離婚） ◎審判・判決の謄本と確定証書（審判・裁判離婚） ◎届出人の本人確認が出来るもの（注1）	離婚後も婚姻中の氏を称する場合は、その旨の届けが必要です。（離婚届と同時にまたは離婚の日から3ヶ月以内）離婚届書には成人の証人2人の署名・押印が必要です。
転籍届		筆頭者及び配偶者	筆頭者及び同籍者の本籍地または所在地または転籍地	◎戸籍全部事項証明書（謄本）（他市町村に転籍の場合） ◎届出人の印鑑	死亡などにより筆頭者または配偶者が除籍されているときは、どちらか一方からの届け出が出来ますが、どちらも除籍されている時は他の同籍者が届け出ることは出来ません。

（注1）マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された（有効期限内のもの）証明書を提示していただきます。身分証明書をお持ちでない人でも、届出は出来ますのでお申し出下さい。

（注2）婚姻できる年齢は男女ともに18歳となります。

ただし、令和4年4月1日時点で16才以上18才未満（生年月日が平成16年4月2日から平成18年4月1日）の女性については、今まで通り父母の同意があれば18歳未満でも婚姻できます。